

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について

○当院では、医療DX推進体制整備について以下の通り対応を行っています。

1. オンライン請求を行っています。
2. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
3. オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
4. 電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を整備していく予定です。
5. マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。
6. 医療DX推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所及びホームページに掲載しています。

2026年6月1日から

電子的診療情報連携体制整備加算 2 を算定いたします。

デジタル化を通じ、質の高い診療提供を目指しておりますので、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます

